コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

O-uccino,
最終更新日:2016年3月28日
株式会社オウチーノ
代表取締役社長兼CEO　井端　純一
問合せ先:総務経理部(03-5402-6887)
証券コード:6084
http://www.o-uccino.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業価値の最大化を図るにあたり、各ステークホルダーとの関係強化及び経営統治機能の充実を図ることが、当社のコーポレート・ガバナンスに対する取り組みの基本的な考え方であり、経営上の最重要項目と位置付けております。意思決定の迅速化・活性化、業務執行に対する監督機能の強化、取締役に対する経営監視機能の強化、及び内部統制システムを整備することで、会社の透明性・公正性を確保し、各ステークホルダーへ適正かつタイムリーなディスクロージャーに努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
井端　純一	288,200	22.34
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	80,000	6.21
SMBC日興証券株式会社	67,500	5.23
楽天証券株式会社	40,300	3.12
株式会社アイビス・キャピタル・パートナーズ	29,800	2.31
株式会社SBI証券	25,800	2.00
日本証券金融株式会社	23,400	1.82
川添　隆明	21,700	1.68
王　劭	20,000	1.55
山下　勇人	19,500	1.51

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査責任者は、緊密に連携するとともに、定期的な情報交換、意見交換など相互の連携を深め、監査の実効性、効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田丸　正敏	他の会社の出身者													
飯島　一郎	税理士													
永井　正孝	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田丸　正敏	○	―――	同氏は、金融機関並びに不動産会社にて経理部長や検査役を歴任後、監査役を経験し、その幅広い知識から、適宜質問、提言、助言を述べ、適切かつ適正にその職務を全うしているなどから独立役員として適任であると判断し選任しております。また、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
飯島　一郎		―――	同氏は、総合会計事務所を開業しており税理士、行政書士等の資格を有し、その幅広い知識から、適宜質問、提言、助言を述べ、適切かつ適正な監査により当社の経営に活かすことを目的に社外監査役として選任しております。
永井　正孝		―――	同氏は、東証一部上場企業にて事業部長を歴任後、関連会社取締役を経験し、その幅広い知識から、適宜質問、提言、助言を述べ、適切かつ適正な監査により当社の経営に活かすことを目的に社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数　1名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新　ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

―

ストックオプションの付与対象者　社内取締役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的に付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。
取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無　あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等は、経済情勢、当社を取り巻く環境、各役員の職務の内容を参考にするとともに、監督活動の頻度、時間に応じた報酬を勘案し、相当と思われる額を決定することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役のサポートは総務経理部が行っており、取締役会に関する資料の事前配布及び事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）取締役会について
当社の取締役会は、代表取締役社長をはじめとする取締役全員で構成されており、経営の意思決定及び取締役の職務執行状況の監督・管理を行う機関として原則として月１回開催しております。また、監査役3名も出席し、取締役の職務執行を監督しております。

（2）監査役会について
当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は3名で構成され、うち1名が常勤監査役、3名全員が社外監査役であります。監査役は、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べております。また、原則月1回の監査役会を開催し、情報共有を図るとともに監査役監査に関する決定事項を決議しております。

（3）内部監査について
当社の内部監査は、代表取締役社長に直属する経営企画室の内部監査責任者が、各組織の監査を実施しております。内部監査責任者は、監査役会及び会計監査人との連携のもとに、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施しております。

（4）経営会議について
当社の経営会議は、代表取締役社長をはじめとする取締役全員及び各業務部門の責任者で構成されており、業務執行に関する重要事項の決定、重要経営事項の事前審議、情報の伝達及び共通理解、リスクに関する検討等を行う機関として、原則として週1回開催しております。また、常勤監査役も出席しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社会から信頼が求められる情報メディア事業を行っており、社会からの信頼を基盤として企業価値が成り立っていると考えております。コーポレート・ガバナンスは、当社がこうした社会からの信頼を維持していくために必要不可欠なものと認識しております。ステークホルダーの期待に応え、継続的に企業価値を高めていくためには、経営における「執行と監督の分離」が最も効果的であると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は集中日を避け、より多くの株主様に出席できるよう日程調整に留意いたします。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度終了後の定期的な決算説明会に加え、第2四半期決算等を目途に定期的な説明会の実施を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社IR専用ホームページを開設し、当社の情報を速やかに発信できる体制を構築しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、IR活動の基本方針として、株主、投資家をはじめとする全ての利害関係者の皆様に対して、適時・適切に会社の情報を開示することは上場企業としての責務であり、この責務を果たすことが健全な証券市場を担う一員として必要不可欠であることを十分に認識し、常に株主や投資家の皆様の視点に立ち、迅速かつ正確で公平な会社情報の開示を行ってまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、平成27年5月15日の取締役会にて、「内部統制基本方針」を以下の通り定めております。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、社会から信頼が求められる情報メディア事業を行っており、その信頼が当社の企業価値であると認識しております。法令、定款及び社内規程を遵守した職務の執行を確保するため「コンプライアンスガイドライン」を制定し、その周知徹底を垂範するとともに、経営企画室を設置し、各部門の法令、定款及び社内規程の遵守状況を監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行い内部統制の実効性を高めます。
また、取締役の職務執行を監督する取締役会及び監査する権限を持つ監査役会を設置し、取締役の職務の執行について厳正な監視を行うことにより、取締役の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合することを確保します。

2．取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制
当社は、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」により責任の範囲及び権限を適切に定めることにより、取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制を確保します。また、毎月１回の定時及び必要に応じて取締役会を開催し、「経営計画管理規程」に基づき策定された中期経営計画及び年度計画の状況を定期的に検証するものとします。

3．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、取締役の職務執行に係る情報（取締役会議事録、稟議書等）は文書（電磁的記録を含む）によって保存し、その取扱いについては、「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行い、必要に応じて常時閲覧可能な状態にするものとします。

4．損失の危機の管理に関する規程その他体制
当社は、リスクの顕在化の防止、損失の最小化を図ることを目的として、「リスク管理規程」を制定するとともに、緊急事態発生時には代表取締役社長を室長とする緊急事態対策室を設置し、損害・損失等を最小限にとどめるための具体策を迅速に決定・実行するものとします。また、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨むことを定め、不当要求等に対しては速やかに警察等の外部機関と連携を図り、組織的な対応を行うものとします。

5．当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、経営会議に子会社の取締役を定期的に参加させ、その営業成績、財務状況など経営状況の報告を義務付けます。経営会議において子会社の損失等のリスクの発生を把握した場合は、その内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告を行うものとします。
また、子会社の管理機能を当社の管理部門に集約することにより牽制機能を強化すると同時に、企業集団全体での法令遵守に関する研修を年１回行い、コンプライアンス意識の醸成を図ります。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役が求めた場合には、監査役の業務を補助すべき使用人を任命するものとします。なお、監査役の業務を補助すべき使用人に対する指揮権は、監査役が指定する補助すべき期間中は取締役の指揮命令は受けないものとし、監査役に委譲されるものとします。また、その人事については、監査役会の同意を得ることとします。

7．当社及び子会社の取締役、使用人が当社の監査役に報告するための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社及び子会社の取締役、使用人は、監査役からの要請に応じ職務執行に関する事項を報告するとともに、法令に違反する事実、会社に甚大な損害を与えるおそれのある事実等を発見したときには、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとします。なお、報告を行った当社及び子会社の取締役、使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。
また、監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他重要と思われる会議に出席し、意見を述べることができるものとします。監査役がその職務について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

8．財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告に係る内部統制の役割の重要性を強く認識し、信頼性のある財務報告書を作成するのに必要とされる知識、技術を有する従業員を配置するものとします。また、会計基準その他法令を遵守し、経理規程等を整備して適切な会計処理を行うとともに、一般に公正妥当と認められる基準に従い、内部統制の整備、運用の評価を定期的に実施し、業務改善を継続的に行うものとします。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは取引関係を含む一切の関係を持たず、不当要求に対しては毅然とした対応を取ることを基本方針とし、反社会的勢力による不当要求等への対応マニュアルの整備、取引先が反社会的勢力と関わる個人、企業、団体等であると判明した場合には契約を解除できる旨の排除条項を取引約款等に盛り込むなど、反社会的勢力との関係排除に努めております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明
―

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。